

令和5年城里町告示第75号の21

城里町農林畜産振興事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

城里町農林畜産振興事業費補助金交付要綱（平成17年城里町告示第86号）の一部を次のように改正する。

第1条中「又は」を「若しくは」に改め、「（生産者という。）」の次に「又は城里町内に区域を有する土地改良区（以下「土地改良区」という。）」を加える。

第2条中「別表」を「生産者に対するものは別表第1に、土地改良区に対するものは別表第2」に改める。

第3条中「生産者」を「生産者及び土地改良区（以下「生産者等」という。）」に改める。

第5条中「生産者」を「生産者等」に改める。

別表中「補助対象及び補助率」を「生産者の補助対象及び補助率」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第2条関係）

土地改良区の補助対象及び補助率

補助事業名	補助対象経費	補助率
土地改良施設維持管理適正化事業（昭和52年4月20日付け52構改B第600号）による補助金を活用し、土地改良区が事業主体となって行う事業（緊急整備補修を含む）	土地改良施設維持管理適正化事業において、補助事業者が負担する経費のうち工事費及び事務費	10%
農業水路等長寿命化・防災減災事業（農業水路長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官依命通知）第2の1に定める事業）	農業水路長寿命化・防災減災事業実施要領（平成30年3月30日付け農振第2712号農林水産省農村振興局長通知）第8に定める経費	長寿命化事業 13% 防災減災事業 25%

附 則

この告示は、公布の日から施行する。



## 城里町農林畜産振興事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

改正後	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 町長は、農林畜産振興事業を推進する個人若しくは団体である生産者（以下「生産者」という。）又は<u>城里町内に区域を有する土地改良区（以下「土地改良区」という。）</u>に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、当該補助金については、城里町補助金等交付規則（平成17年城里町規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるものとする。</p> <p>(補助対象及び補助率)</p> <p>第2条 補助事業及び補助対象事業経費並びに補助率は、<u>生産者に対するものは別表第1に、土地改良区に対するものは別表第2に</u>定めるとおりとする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、補助率を20パーセント上乘せすることができる。</p> <p>(交付の要領)</p> <p>第3条 補助金の交付は、規則の定めるところにより、<u>生産者及び土地改良区（以下「生産者等」という。）</u>が補助金交付申請書に<u>関係書類</u>を添えて町長に提出し、補助金交付決定通知書を受け、事業完了後実績報告書を提出し、補助金確定後に交付するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(事業内容の変更)</p> <p>第5条 <u>生産者等</u>は、次に掲げる重要な変更をしようとするときは、町長に変更承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>別表第1</u> (第2条関係)</p> <p><u>生産者の補助対象及び補助率</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 町長は、農林畜産振興事業を推進する個人又は団体である生産者（以下「生産者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、当該補助金については、城里町補助金等交付規則（平成17年城里町規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるものとする。</p> <p>(補助対象及び補助率)</p> <p>第2条 補助事業及び補助対象事業経費並びに補助率は、<u>別表</u>に定めるとおりとする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、補助率を20パーセント上乘せすることができる。</p> <p>(交付の要領)</p> <p>第3条 補助金の交付は、規則の定めるところにより、<u>生産者</u>が補助金交付申請書に<u>関係書類</u>を添えて町長に提出し、補助金交付決定通知書を受け、事業完了後実績報告書を提出し、補助金確定後に交付するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(事業内容の変更)</p> <p>第5条 <u>生産者</u>は、次に掲げる重要な変更をしようとするときは、町長に変更承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>別表</u> (第2条関係)</p> <p><u>補助対象及び補助率</u></p>

補助事業名	補助対象経費	補助率
(略)		

別表第2 (第2条関係)

土地改良区の補助対象及び補助率

補助事業名	補助対象経費	補助率
土地改良施設維持管理適正化事業(昭和52年4月20日付け52構改B第600号)による補助金を活用し、土地改良区が事業主体となつて行う事業(緊急整備補修を含む)	土地改良施設維持管理適正化事業において、補助事業者が負担する経費のうち工事費及び事務費	10%
農業水路等長寿命化・防災減災事業(農業水路長寿命化・防災減災事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官依命通知)第2の1に定める事業)	農業水路長寿命化・防災減災事業実施要領(平成30年3月30日付け農振第2712号農林水産省農村振興局長通知)第8に定める経費	長寿命化事業 13% 防災減災事業 25%

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

補助事業名	補助対象経費	補助率
(略)		

(追加)

令和5年度城里町低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別  
給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱

（目的）

第1条 低所得の子育て世帯は、食費等の物価高騰に直面し、家計が悪化している。このように食費等の物価高騰の影響を特に受けて損害を受けた低所得の子育て世帯（ひとり親世帯を除く。）を見舞う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）給付事業に関し、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について」（令和5年4月10日こ支家第14号こども家庭庁支援局長通知）別紙支給要領に基づき、必要な事項を定める。

（支給要件）

第2条 城里町（以下「町」という。）は、前条の目的を達成するため、この要綱の定めるところにより、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）（以下「本給付金」という。）を、次の各号に該当する者（以下「支給対象者」という。）に支給する。

(1) 「令和4年度城里町低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱」（以下、「令和4年度給付金実施要綱」という。）に基づいて令和4年度に支給された給付金（以下「令和4年度給付金」という。）の「支給対象者」である者（以下、「令和4年度給付金支給対象者」という。）

(2) 令和4年度給付金支給対象者以外で、第3条第2項から第5項までに規定する対象児童（本給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）を養育する者であって、アに規定する所得要件に該当する者

ア 所得要件 食費等の物価高騰の影響を受けて、令和5年1月以降の家計が急変し、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により、市町村民税均等割（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が課されていない者、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者と同様の事情にあると認められる者（当該者の1年間の収入見込額（令和5年1月から令和6年2月までの任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。）又は1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である者をいう。）

2 前項の規定にかかわらず、本給付金が支給されるまでの間に、次の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる場合に該当する場合について、本給付金は、当該支給対象者が養育する児童その他当該児童に係る本給付金の支給を受ける者として適当と認められる者に対して支給する。

令和4年度給付金を受給した者（以下、「令和4年度給付金受給者」という。）のうち、令和4年度給付金実施要綱第2条に定める「児童手当等受給・非課税者」（以下同じ。）	令和4年4月1日以後に死亡した場合
--	-------------------

令和4年度給付金受給者のうち、「新規児童手当等受給・非課税者」（以下同じ。）	支給要件に該当することが確認された日の翌日以後に死亡した場合
その他の支給対象者	申請後これに対する支給が行われるまでの間に死亡した場合

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者には、本給付金を支給しない。

- (1) 児童手当法第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者
- (2) 同号に規定する障害児入所施設等の設置者
- (3) 法人

(本給付金の支給額等)

第3条 本給付金の支給額は、支給対象者が養育する対象児童1人につき、5万円とする。

2 本給付金の対象児童は、平成17年4月2日（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「施行令」という。）別表第3で定める程度の障害の状態にあり、認定を受けた特別児童扶養手当の支給額の算定の基礎となっている者については、平成15年4月2日、また、令和4年度給付金の支給額の算定の基礎となっている者については、平成16年4月2日（施行令別表第3で定める程度の障害の状態にあり、認定を受けた特別児童扶養手当の支給額の算定の基礎となっている者については、平成14年4月2日））から令和6年2月29日までの間に出生した児童（日本国内に住所を有するもの又は児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）第1条で定める理由により日本国内に住所を有しないものに限る。）とする。

3 既に支給の決定がされている低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（以下「ひとり親世帯給付金」という。）又は本給付金の算定の基礎とされた児童は、対象児童から除かれるものとする。

4 児童が異なる児童手当等受給・非課税者に養育されている場合、当該児童は、児童手当受給者に係る対象児童とし、特別児童扶養手当受給者に係る対象児童から除かれるものとする。

5 児童が異なる新規児童手当等受給・非課税者に養育されている場合、当該児童は、新規児童手当受給者に係る対象児童とし、新規特別児童扶養手当受給者に係る対象児童から除かれるものとする。

(町が支給を実施する支給対象者の範囲)

第4条 町は、次の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる場合に該当する場合、当該者への本給付金の支給を実施する。

令和4年度給付金支給対象者	令和4年度給付金に係る支給事務（令和4年度給付金実施要綱第5条第1項に定める「給付金受給拒否の届出書」の受理を含む。）を行った場合
その他の支給対象者	申請時点で町に居住する場合

(申請不要の支給の方式)

第5条 町長は、令和4年度給付金支給対象者（令和4年度給付金実施要綱第5条第1項に定める「給付金受給拒否の届出書」の届出があった者を含む。）に対し、本給付金の支給の申込みを行い、受給の意向を確認したうえで、本給付金の支給を決定する。支給対象者は、支給を希望しない場合、低所得の子育て世帯に対する子育て

世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）受給拒否の届出書（様式第1号）により届出を行う。

- 2 町長は、前項の支給の決定がされた後、次の各号に掲げる方式のいずれかにより、速やかに支給対象者に対し、本給付金を支給する。この場合、第3号に掲げる方式は、支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 令和4年度給付金支給口座振込方式 令和4年度給付金振込時に指定していた児童手当又は特別児童扶養手当の支給口座に振り込む方式

- (2) 指定口座振込方式 前項の支給決定までに、支給対象者が町に低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給口座登録等の届出書（様式第2号。以下「口座登録届出書」という。）を提出し、町が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式

- (3) 窓口交付方式 口座への振込みによる支給が困難である場合に、支給対象者が町に口座登録届出書を提出し、町が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

（申請による支給に係る申請受付開始日及び申請期限）

第6条 申請による本給付金の支給に係る町の申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに町長が別に定める日とする。

- 2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和6年2月29日（令和6年3月分の児童手当又は特別児童扶養手当の認定又は額の改定の認定の請求をした者等への支給の申請については、令和6年3月15日）までとする。

（申請による支給の方式）

第7条 申請により本給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）申請書（請求書）（様式第3号。以下「本給付金申請書」という。）により申請を行う。町長は、審査をしたうえで、本給付金の支給を決定する。

- 2 申請者による申請及びこれに基づく町による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 郵送申請口座振込方式 申請者が本給付金申請書を郵送により町に提出し、町が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

- (2) 窓口申請口座振込方式 申請者が本給付金申請書を町の窓口へ提出し、町が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

- (3) 窓口交付方式 申請者が本給付金申請書を郵送により、又は町の窓口において町に提出し、町が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

- 3 町長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、戸籍謄本並びに低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）簡易な収入見込額の申立書（様式第4号）又は低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）簡易な所得見込額の申立書（様式第4号の2）に、給与明細書又は公的年金証書その他所得を証明する書類を提出させることにより、当該申請者が第2条の要件を満たす者であるかについて確認を行う。

4 町長は、第1項の規定による申請の際、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(代理による申請)

第8条 代理により第7条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他町長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(申請者に対する支給の決定)

第9条 町長は、第7条第1項の規定により提出された本給付金申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該申請者に対し、第7条第2項各号に掲げる方式により本給付金を支給する。

(本給付金の支給等に関する周知)

第10条 町長は、本給付金の支給事業の実施に当たり、支給対象者及び支給対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、本給付金の支給対象者から第6条第2項の申請期限までに第7条第1項の申請が行われなかった場合、当該本給付金の支給対象者が本給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 町長が第5条第1項の規定による支給決定を行った後、町が把握する児童手当又は特別児童扶養手当の振込時における指定口座（支給決定までに指定口座の変更を届け出ている場合にあつては、当該届出をした指定口座とする。）に本給付金の支給として振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、指定口座への振込みが口座解約・変更等の事由により令和6年3月31日までに完了できない場合は、本件契約は解除される。

3 町長が第9条の規定による支給決定を行った後、本給付金申請書の不備による振込不能等があり、町が確認等に努めたにもかかわらず、補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和6年3月31日までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 町長は、本給付金の支給後に支給対象者の要件に該当していないことが判明した場合、本給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った本給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 本給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この告示の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。



城里町元気アップ振興券（第7弾）事業実施要綱

（目的）

第1条 この告示は、エネルギー及び食料品の価格高騰に伴い家計負担や地域経済への影響を受ける中、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、町民に地域振興券を交付することにより、家計を支援するとともに、地域経済の振興を目的とした、城里町元気アップ振興券（第7弾）事業（以下「地域振興券事業」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域振興券 前条の目的を達成するために、城里町（以下「町」という。）が配布する町内に所在する事業所又は店舗等（以下「事務所等」という。）でのみ使用できる使用期限付き商品券をいう。
- (2) 特定取引 地域振興券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借り受け又は役務の提供をいう。
- (3) 特定事業者 特定取引を行い、受け取った地域振興券の換金を申出ることができる事業者として城里町商工会により登録された者をいう。

（地域振興券の交付）

第3条 地域振興券は、この告示に定めるところにより交付する。

2 交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 令和5年8月1日（以下「基準日」という。）において、町の住民基本台帳（以下「住民基本台帳」という。）に記録されている者
- (2) 基準日において、住民基本台帳に記録はされていないが、配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者とは生計を別にしていない者及びその同伴者であって、次に掲げる要件のいずれかを満たしている旨を町長に申出た当該DV等避難者。

ア その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されており、かつ、町内に居住することを証することができること。

イ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体も含む。）が発行した確認書を含む。また、親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されており、かつ、町内に居住することを証することができること。

3 世帯の交付対象者分の地域振興券は、その世帯主に配布する。前項第2号に該当する者は、申出をした者にその同伴者分も含め交付する。

4 交付方法は、簡易書留郵便により郵送するものとする。

（地域振興券）

第4条 地域振興券の1枚あたりの額面は、500円とする。

2 地域振興券は1冊500円券の8枚綴りとし、うち6枚は大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項で定める大規模小売店舗では使用できないものとする。

3 地域振興券は、城里町元気アップ振興券（第7弾）と称するものとする。

（地域振興券の使用範囲等）

第5条 地域振興券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができるものとする。

2 地域振興券の使用期間は、令和5年9月15日から令和5年11月30日までの間とする。

3 特定取引に使用された地域振興券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、特定事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払いは行われぬものとする。

4 地域振興券は、交換、譲渡及び売買を行うことができないものとする。

5 地域振興券は、交付された本人又はその代理人若しくは使者に限り使用することができるものとする。

6 地域振興券は、次の各号に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできないものとする。

(1) 不動産や金融商品

(2) たばこ

(3) 商品券、プリペイドカードなど換金性の高いもの

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

(5) 国税、地方税や使用料などの公租公課

（特定事業者の登録等）

第6条 特定事業者の募集及び登録は、城里町商工会が別に定めるものとする。

（特定事業者の責務）

第7条 特定事業者は、前条の手続きのほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 特定取引において地域振興券の受け取りを拒まないこと。

(2) 地域振興券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。

(3) 城里町商工会と適切な連携体制を構築すること。

2 城里町商工会は、特定事業者が前条の手続きに反する行為を行ったときは、当該特定事業者の登録を取り消すことができる。

（地域振興券の換金手続）

第8条 特定事業者が特定取引において受け取った地域振興券の換金は、城里町商工会が別に定める方法により行うものとする。

（地域振興券に関する周知等）

第9条 町長は、地域振興券事業の実施に当たり、事業の概要について、広報その他の方法により周知を行うものとする。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

城里町元気アップ振興券（第7弾）事業補助金交付要綱  
（趣旨）

第1条 この告示は、城里町商工会（以下「事業実施者」という。）が、城里町元気アップ振興券（第7弾）事業実施要綱（令和5年城里町告示第 号。以下「実施要綱」という。）に基づき、町民の家計支援及び地域経済の振興を目的として実施する城里町元気アップ振興券（第7弾）に関する事業に対して、予算の範囲内において、城里町元気アップ振興券（第7弾）事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するため、城里町補助金等交付規則（平成17年城里町規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、事業実施者が行う次に掲げる事業（以下「地域振興券事業」という。）とする。

- (1) 実施要綱第2条第1項第1号に規定する地域振興券（以下「地域振興券」という。）の印刷、保管、輸送及び警備等
- (2) 地域振興券事業に参加する実施要綱第2条第1項第3号に規定する特定事業者（以下「参加店舗」という。）の募集、審査及び登録等
- (3) 地域振興券事業の広報
- (4) 地域振興券の管理
- (5) 使用済み地域振興券の回収、検品及び換金等事務
- (6) その他必要な業務

（補助対象経費等）

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、地域振興券事業の実施に要する経費として、事業実施期間内に発生する次に掲げる事務的経費であって、城里町長（以下「町長」という。）が別に定める交付限度額内の範囲において、町長が必要かつ相当と認めた経費とする。

- (1) 地域振興券の換金額
- (2) 賃金
- (3) 需用費 消耗品費及び印刷製本費等
- (4) 役務費 手数料、広告費、保険料等
- (5) 委託料
- (6) 使用料及び賃借料
- (7) その他町長が認めるもの

2 交付対象外経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 間接的な経費
- (2) 景品等
- (3) 旅費及び飲食費
- (4) その他町長が定めるもの

（補助対象事業の実施方法等）

第4条 地域振興券事業は、次に掲げる実施方法等に基づくものとする。

- (1) 実施時期は、原則として令和5年12月28日までとする。

- (2) 地域振興券は1冊500円券の8枚綴りとし、うち6枚は大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項で定める大規模小売店舗では使用できないものとする。
- (3) 地域振興券の配色は、表面をフルカラーとし、裏面1色とする。
- (4) 地域振興券には、「城里町元気アップ振興券（第7弾）」であること及び特定事業者でのみ使えることが明確に区別できるデザインとし、コピー防止及びシリアルナンバー印字（利用者控え含む）等の偽造対策を施すこととする。
- (5) 利用可能商品等については、次に掲げるものを除くこととする。
- ア 不動産や金融商品
  - イ たばこ
  - ウ 商品券及びプリペイドカードなど換金性の高いもの
  - エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
  - オ 国税及び地方税や使用料などの公租公課
  - カ その他この地域振興券の発行趣旨にそぐわないもの
- (6) 地域振興券の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。
- ア 参加店舗において使用期間内に限り使用可能とする。
  - イ 購入後の返品はできない。
  - ウ 現金との引換えはしない。
  - エ つり銭は支払わない。
  - オ 盗難、紛失及び滅失又は偽造及び模造等に対して、城里町（以下「町」という。）は責を負わない。
  - カ 特定事業者は、地域振興券を利用対象外とする商品を独自に定める場合は、あらかじめ、利用者が認識できるよう明示する義務を負う。
- (7) 城里町元気アップ振興券（第7弾）事業のポスター、ステッカー及びチラシ等を作成し広報する場合は、地域振興券事業の内容に合致したものであること。ただし、広報物の種類、部数及び配置場所などについては、町が承認した企画提案に基づいたものとする。
- (8) 実施事業者は、参加店舗の募集、申込受付及び審査をし、参加店舗の決定に際しては、事前に町と協議することとし、決定後は一覧を作成すること。
- (9) 参加店舗数には特段上限を設けないこととする。
- (10) 事業実施者は、城里町商工会会員となっている特定事業者については、その者に代わって申込みをすることができる。
- (11) 事業実施者は、参加店舗に対し指導及び連絡調整を行い、参加店舗であることを称するものを表示させる。
- (12) 参加店舗の資格は、次に掲げるいずれにも該当しない者とする。
- ア 風営法第2条に規定する営業を行う者
  - イ 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など
  - エ 実施要綱第5条第6項に規定する取引又は商品のみを取り扱う店舗等

- (13) 事業実施者は、参加店舗の申込み時に次に掲げる事項を遵守させ、反する行為を行ったときは登録を取り消すこととする。
  - ア 特定取引において地域振興券の受け取りを拒まないこと。
  - イ 地域振興券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。
  - ウ 事業実施者と適切な連携体制を構築すること。
- (14) 事業実施者は、参加店舗からの換金請求により使用済み地域振興券を換金すること。
- (15) 換金期間は令和5年10月1日から令和5年12月15日までとする。ただし、日程の詳細については、町と協議の上決定するものとする。
- (16) 事業実施者は、換金期間内に換金されなかった地域振興券は換金しないこと。ただし、天災その他やむを得ない事由がある場合において換金できない場合を除く。
- (17) 事業実施者は、換金時において地域振興券とデータとで枚数等相違がある場合は、その原因究明を行い、責任をもって対応すること。
- (18) 事業実施者は、使用済み地域振興券は、安全かつ確実に廃棄すること。
- (19) 事業実施者は、地域振興券の廃棄に関しては、換金手続きに影響が出ないように考慮すること。
- (20) 事業実施者は、地域振興券の管理及び配送については、現金と同様の扱いが必要なため、十分なセキュリティ対策を講じること。
- (21) 事業実施者は、その他地域振興券事業に係る各種作成物についても、期日を遵守し安全かつ確実に配送すること。
- (22) 事業実施者は、参加店舗からの問い合わせ等について適切に対応できる体制を確保すること。
- (23) 事業実施者は、参加店舗への対応における個人情報に関する問合せについては、慎重に対応すること。
- (24) 事業実施者は、地域振興券事業に伴い収集したデータは適正に管理すること。
- (25) 事業実施者は、個人情報の取扱いについては、個人情報取扱事務に係る特記仕様書に基づき、適正に行うこと。
- (26) 事業実施者は、換金業務に必要なデータを作成すること。
- (27) 事業実施者は、収集及び作成するデータについては、事前に町と協議することとし、各種データについては、随時、町に報告すること。
- (28) 事業実施者は、地域振興券事業を総括する事務局を開設し、適正かつ確実な業務遂行体制を構築すること。
- (29) 事業実施者の事務局は町との連携を密にすること。

(補助金の申請)

第5条 事業実施者は、補助金の交付を受けようとするときは、城里町元気アップ振興券（第7弾）事業補助金交付申請書（様式第1号）により、町長に申請しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、城里町元気アップ振興券（第7弾）事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、事業実施者に通知するものとする。

(補助金の概算払)

第7条 町長が必要と認めるときは、補助対象経費の10分の9を限度として、概算払をすることができる。

2 概算払に必要な書類は、城里町元気アップ振興券（第7弾）事業補助金精算（概算）払請求書（様式第3号）とする。

（補助事業の内容及び経費の変更）

第8条 事業実施者は、地域振興券事業の内容、補助対象経費及び補助金の額の変更をしようとするときは、あらかじめ町長にその承認を受けなければならない。ただし、事業の達成に支障をきたすことのない事業内容等の細部を変更する場合は、この限りでない。

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 事業実施者は、地域振興券事業を中止し、又は廃止しようとするときには、あらかじめ町長にその承認を受けなければならない。

（状況報告）

第10条 事業実施者は、町長から要求があったときは、地域振興券事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で町長に報告しなければならない。

（実績報告）

第11条 事業実施者は、地域振興券事業が完了したときは、その日から30日以内又は令和5年12月28日のいずれか早い日までに城里町元気アップ振興券（第7弾）事業補助金実績報告書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 町長は、前条の規定による報告があったときは、速やかに内容を審査し、適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、城里町元気アップ振興券（第7弾）事業補助金交付確定通知書（様式第5号）により、事業実施者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 事業実施者は、前条の規定による通知を受けたときは、城里町元気アップ振興券（第7弾）事業補助金精算（概算）払請求書（様式第3号）を提出することにより町長に補助金の交付を請求することができる。

2 町長は、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が概算交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（関係書類の整備等）

第14条 事業実施者は、補助金に係る経理について収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、この書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和6年3月31日に限り、その効力を失う。